

障企発 0327 第 1 号
老介発 0327 第 1 号
保国発 0327 第 6 号
保高発 0327 第 1 号
平成 31 年 3 月 27 日

都道府県民生主管部（局）
障害保健福祉主管課（部）長
介護保険主管課（部）長
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」
の一部改正について

国民健康保険団体連合会においては、支払基金業務効率化・高度化計画（平成 29 年 7 月厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金）等に基づき、今後、審査支払業務等の更なる高度化や効率化に取り組む必要がある。今般、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達する観点から、「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 31 日付け障企発 1031 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老介発 1031 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長・保国発 1031 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長・保高発 1031 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 31 年度予算及び決算より適用することとしたので、今後、貴管内の国民健康保険団体連合会と調整するに当たっては、本内容に御留意願いたい。

なお、この通知による改正部分については、国税庁と協議済みであることを申し添える。